第８　令８区画及び共住区画を貫通する配管の取扱いについて

問１　排水管が耐火構造の床又は壁を貫通する場合の立管及び横引管の規制について次のとおり取扱ってよいかご教示願いたい。

（1）上下の住戸間の床を貫通する場合。但し、浴室排水に鉄製トラップを使用する場合。

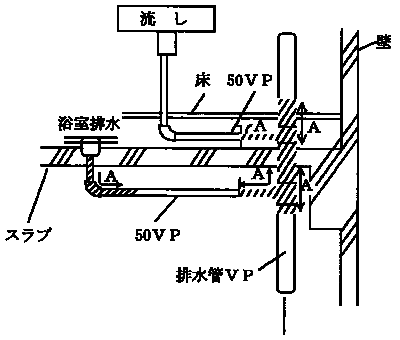

Ａ≧１ｍ
Ａは鋼管又は安全センターの性能評定を受けた管を使用する。

（2）上下の住戸間の床を貫通する場合。但し、浴室排水に鉄製以外のトラップを使用する場合。

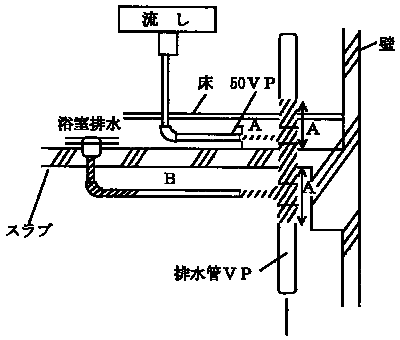

Ａ≧1m
Ａ・Ｂは鋼管又は安全センターの性能評定を受けた管を使用する。

答　お見込みのとおり。

問２　令８区画等を貫通している部分及びその両端１m以上の範囲は鋼管等を使用することとされているが、次の場合、貫通部から１m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続してよいか。

（1）　衛生機器の材料は、不燃材料である。

（2）　排水管と衛生機器の接続部には、塩化ビニール製の排水ソケット及びゴムパッキンが用いられているが、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われている。

答　さしつかえない。（「令８区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」（平成19年10月5日付け消防予第３４４号）別添）

トラップ　trap　（参　考）

水封によって汚染物質の流入を阻止する器具。下水又は他の系統の排水管などから悪臭や汚染された空気、ガス体などが逆流するのを防ぐために器具接続管部又は屋内排水末端部に設けられる。（1）単に管部をＳ形やＰ形やU形などに曲げて水封を図ったもの、（2）トラップや器具自体に水封装置を施したもの：椀トラップ、ベルトラップ、（3）油やガソリンなどの汚染物質を発生させる流体に対する防護を考慮したもの：油トラップ、ガソリントラップなど種々のものがある。「防臭弁」ともいう。

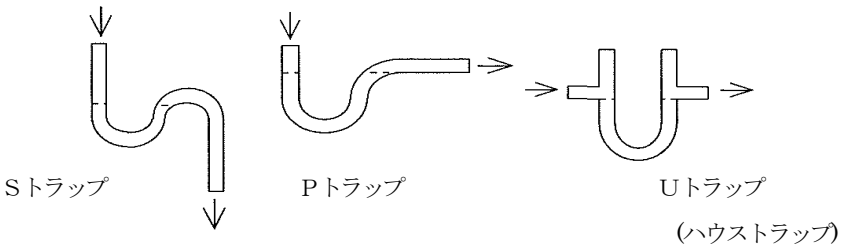

問2　削　　除

問3　共同住宅等特例基準（２２０号通知）を適用する場合のパイプスペース内の配管規制について次のとおり取り扱ってよいか。

ア　スラブ上ころがし配管の場合

立管が鋼管又は性能評定配管であれば、横引管の材質及び貫通する穴相互の離隔距離は問わない。

(条件)

パイプスペース内は

（ア）スラブ打ちされ、点検扉は防火設備以上とすること。

（イ）貫通部のすき間は、モルタル等不燃材料で完全に埋め戻すこと。

イ　天井内配管の場合

立管及び横引管が鋼管又は性能評定配管であれば、貫通する穴相互の離隔距離は問わない。

(条件)

（ア）スラブ打ちされ、点検扉は防火設備以上とすること。

（イ）貫通部のすき間は、モルタル等不燃材料で完全に埋め戻すこと。

ア（スラブ上ころがし配管）　　イ（天井内配管）

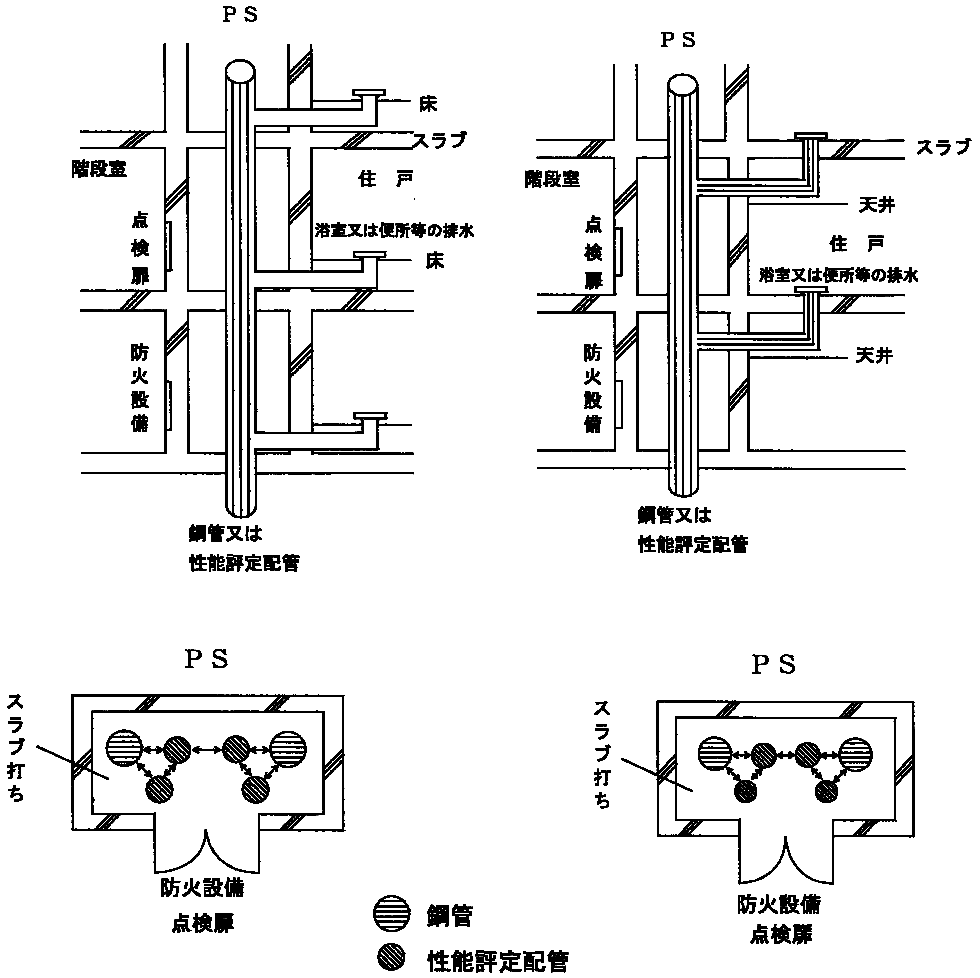

答　お見込みのとおり。

問４　開放廊下に入居後のための冷媒管用スリーブφ１００を設けることは可能と思料するが、冷媒管を設置時の配管貫通処理「５３号通知」（平成７年３月３１日付消防予第５３号）は必要か。

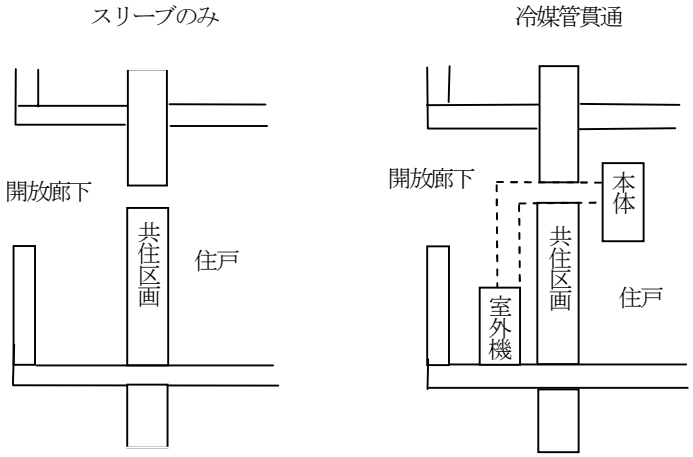

答　平成８年７月１７日付消防予第１４５号７.（２）により必要ない。